

医療型短期入所事業 のご案内

医療的ケアを必要とする方を日常的に介護する

ご家族の方等のレスパイト(休息)等のため、

医療機関でショートステイ(短期入所)をご利用いただけるよう

「重症心身障がい児者等医療型短期入所事業」を実施しています。

ご家族等が休息したいとき、

冠婚葬祭のため家を離れなければならないとき などに

ご活用ください。

利用できる医療機関や手続き方法など、

詳しくは、裏面をご覧ください。

医療型短期入所事業を実施している医療機関

病院名	所在地	主な 利用対象者	問い合わせ窓口
淀川キリスト教病院	東淀川区柴島1丁目7番50号	18歳未満	電話:0120-364-489 受付時間 (月~金)9:00~16:00
ボバース記念病院	城東区東中浜1丁目6番5号	13歳以上	電話:06-6962-3131 受付時間 (月~金)9:00~16:00 (土) 9:00~12:00
愛染橋病院	浪速区日本橋5丁目16番15号	18歳未満	電話:06-6634-8901 受付時間 (月~金)9:00~17:00
大阪市立 総合医療センター	都島区都島本通2丁目13番22号	18歳未満	電話:06-6929-1221 受付時間 (月~金)9:00~17:00
大阪急性期・ 総合医療センター	住吉区万代東3丁目1番56号	15歳以下	電話:06-6692-1201 受付時間 (月~金)9:00~17:00
千船病院	西淀川区福町3丁目2番39号	15歳未満	電話:06-6471-9541 受付時間 (月~金)9:00~16:00

ご利用いただける方

大阪市内にお住まいの方で、次のいずれにも該当する方。

- 区保健福祉センターで障がい福祉サービスの「短期入所(医療型)」の支給決定を受けており、「障がい福祉サービス受給者証」をお持ちの方*。
- 呼吸管理、吸引、経管栄養等、日常的に医療的ケアを必要とする方で、医療的ケアに関する判定スコアが10点以上(※上記の医療機関で判定します)の方。

*年齢や医療的ケアの内容により要件が異なりますので、詳しくはお住まいの区保健福祉センターへご相談ください。

利用にかかる費用

- 原則、1割負担(ただし、障がい福祉サービス受給者証に記載の利用者負担上限月額まで)
- その他、食費、光熱水費等の実費負担のほか、事前の診察等が必要な場合はその医療費等

ご利用方法

① お住まいの区の保健福祉センターでの手続き【障がい福祉サービス受給者証の発行】

お住まいの区の保健福祉センター(障がい福祉業務担当窓口)で、短期入所(医療型)の申請をしていただき、「障がい福祉サービス受給者証」の交付を受けてください。

② 実施機関での手続き【利用者登録】

ご利用にあたり、医療機関ごとに申し込みが必要です。申し込み方法等については、利用を希望される医療機関に、事前にお問い合わせください。

